

岩手県告示第485号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨東北地方整備局南三陸沿岸国道事務所長から次のとおり通知があった。

令和6年9月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 陸前高田市気仙町土手影地内から高田町下宿地内まで
- 2 公共測量を実施する期間 令和6年8月26日から同年12月27日まで
- 3 実施する公共測量の種類 2級基準点測量、4級基準点測量及び地形測量（三次元点群測量）